

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 職 の 概 要	<p>狂犬病予防注射事務員</p> <p>狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防しそのまん延を防止するため、獣医師とともに地域へ出向いて集合注射事務を行っています。狂犬病予防集合注射会場において、設営・撤収作業や犬鑑札・注射済票の交付事務等の会場運営を担う人員を確保する目的で設置する職です。</p>
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：2人
申込受付期間	令和5年3月13日（月）午前8時30分から 令和5年3月24日（金）午後5時15分まで
業 務 内 容	<p>狂犬病予防集合注射会場における会場運営及び来場者対応ほか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症予防対策業務（消毒・体温測定ほか） 2 犬鑑札・注射済票の申請受付及び交付事務（雨天の屋外作業あり） 3 会場設営・撤去作業 4 上記職務内容に関する準備作業 <p>※業務従事の際は、各自で汚れてもよい服装をご用意いただきます。</p>
受 験 資 格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかの期間について日々雇用登録可能である人 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年4月10日から令和5年5月26日まで (2) 令和5年4月21日から令和5年5月19日まで 2 環境政策課から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、1週間あたり38時間45分まで）の勤務が可能である人 3 普通自動車運転免許を有する人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 受験資格3を満たすことが分かる書類 普通運転免許証（写し）を提出してください。 2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（狂犬病予防注射事務員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。

試 験	日 時	随時実施
	場 所	三次市役所 1 階相談室（三次市十日市中二丁目 8 番 1 号）
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験，約 10 分）
審 査 ・ 合 格 ～ 登 録	審 査	合否については，面接試験，書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は，試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお，電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職 種 別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は，令和 5 年 5 月 26 日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
任 用	狂犬病予防の集合注射実施日及び事務処理期間において，名簿登録者の中から，適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ，適当な方を選定して任用します。任用の際は，環境政策課から電話等の連絡手段により，勤務を依頼します。	
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については，この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主 な 勤 務 条 件	登 録 期 間	次のいずれかの期間で登録します。 1 令和 5 年 4 月 10 日から令和 5 年 5 月 26 日まで 2 令和 5 年 4 月 21 日から令和 5 年 5 月 19 日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	市民部環境政策課 （三次市内の集合注射会場での勤務があります）
	勤 務 時 間	1 日につき 7 時間 45 分まで， かつ 1 週間あたり 38 時間 45 分までの間で， 環境政策課から勤務を依頼した期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有 ※土・日曜日及び祝日の勤務はありません。
	休 日	なし
	休 暇 制 度	なし
	給 料 ・ 報 酬	（行政職給料表 1-11 号給） 日額 7,951 円（時間単位で勤務する場合：1,026 円）
	手 当 制 度	時間外勤務報酬，通勤手当（費用弁償）
	福 利 厚 生	災害補償
	服 務	地方公務員法第 30 条から第 37 条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第 28 条（分限）及び第 29 条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市市民部環境政策課環境政策係（市役所東館 1 階） TEL 0824-62-6136 FAX 0824-62-6397 受付時間：月～金曜日の 8：30～17：15（祝日を除く）	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は，その規定に従います。